特定非営利活動法人函館市スポーツ協会表彰規程細則

（目的）

第1条　この細則は、特定非営利活動法人函館市スポーツ協会表彰規程（以下「規程」という。）の

施行に関し、必要な事項を定める。

（表彰の候補者）

第2条　規程第2条及び第3条に該当し候補者として推薦される者は、倫理を重んじつつ品位と名誉

を保ち、関係競技規則を遵守し、他の模範となるものでなければならない。

（表彰の基準）

第3条　規程第3条の表彰者は,次の各賞ごとの選考基準に基づき表彰審査委員会において総合的に

審査・選考するものとする。

(1) スポーツ功労賞

　　長年にわたり函館市の体育・スポーツの振興に功績があった者とは、推薦年度の4月1日現在

において,おおむね満60歳以上の者のうち次に該当する者とし、原則として3名以内とする。

①　協会加盟の団体役員としての活動実績がおおむね10年以上あり、函館市のスポーツ振興及

び当該団体の発展に顕著な功績があった者。なお、役員とは、会長、副会長、理事長などと

する。

②　スポーツ協会役員を退任した者のうち当該協会役員としての活動実績がおおむね10年以上

の者。または、スポーツ協会の発展や組織運営に顕著な功績のあった者。

(2) 競技普及貢献賞

加盟団体の競技普及に多大な貢献のあった者とは、次に該当する者とし、原則として15名以

内とする。

①　推薦年度の4月1日現在60歳以上の者で、かつ加盟団体において、その競技普及に25年以上携わり、組織の基盤とする活動に献身的に貢献した者。

②　推薦は、1加盟団体1名を基本とするが、複数名の推薦が必要な場合は、推薦者において優先順位を明記し申請する。

 (3) 優秀指導者賞

優秀競技者の育成指導に顕著な功績があった者とは、原則として10年以上の活動実績を有する者のうち次に該当する者。

① 個人及び団体競技において、次項に定めるスポーツ競技者優秀賞の表彰基準となる大会で第

３位までに入賞した競技者を育成指導した者とし、原則として3名以内とする。

(4) スポーツ競技者賞

競技者として優秀な成績をあげた者とは、次の各号の賞に該当する個人及び団体とし、原則として地区予選を経て出場していることとするが、地域協会が主催する大会は表彰の対象としない。

なお、ダブルス、組、リレー競技は、団体として表彰する。

　　① スポーツ競技者優秀賞

ア 日本選手権大会、国民体育大会、全国高等学校選手権大会、全国中学校大会、全国小学校大会及び別記１に掲げる大会において、８位まで入賞した個人･団体。ただし、高等専門学校大会は全国大会において優勝した者。

イ　全国的統括競技団体から公式の表彰を受けた個人・団体。

ウ　各年代別や競技によって区分された日本代表選手または候補に選抜された者。

　② スポーツ競技者奨励賞

ア 北海道選手権大会又はこれに準ずる全道主要大会及び別記2に掲げる大会において、年度内に1回以上優勝した個人･団体。

　　③ スポーツ競技者有功賞

ア　地区予選を経ないで出場できる全国大会もしくはそれ以上の大会においては（マスターズ大会など）、2回以上連続して3位以内の成績をあげた個人・団体。ただし、表彰は、函館市スポーツ協会に加盟する当該種目団体に加盟登録していることを条件とし、競技に年齢区分がある場合は年齢区分ごとに1回とする。

　④ 特別賞

ア 第1号アに該当する同一の大会において2年連続3位以内、または、高校生以下の個人・団体においては、第2号アに規定する同一の全道主要大会において、3年以上連続して優勝した個人･団体とし、トロフィーを贈呈する。

ただし、この賞は、小学校・中学校・高校の在学時に一度の受賞とし、小学校・中学校・高校の区分を跨いだ成績での推薦は可能とする。

⑤　上記以外の大会成績で表彰を受けようとする競技団体は、大会規模のわかる要項、プログラム、成績の証明等を添えて申請することができるものとする。

（受賞候補者推薦の要件）

第4条　前条第4項のスポーツ競技者賞の候補者推薦にあたっては、同号に定める各種大会における

優秀な成績と判断できる下記資料を添付すること。

(1) 大会の開催要項及び大会プログラム表紙（写し可）

(2) 賞状等の写し

（細則の変更）

第５条　本細則は、理事会の承認を得て変更することができる。

　　附　則

　この細則は、平成22年11月9日から施行する。

　この細則は、平成23年10月27日から施行する。

　この細則は、平成24年9月27日から施行する。

　この細則は、平成25年9月20日から施行する。

この細則は、平成26年10月28日から施行する。

この細則は、平成29年9月25日から施行する。

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

この細則は、令和2年10月26日から施行する。

別記１（第3条(4)①関係）

ア　JＳＣＡブロック対抗水泳競技大会(主催　(社)日本スイミングクラブ協会)

別記２（第3条(4)②関係）

ア　JＳＣＡ北海道ブロック夏季選手権水泳競技大会(主催(社)日本スイミングクラブ協会北海道支部)

イ　JＳＣＡ新年フェスティバル水泳競技大会(主催　(社)日本スイミングクラブ協会北海道支部)